

豊田市下水道イメージキャラクター「ミカホちゃん」

豊田市上下水道局

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地
ホームページ <http://www.city.toyota.aichi.jp/>

（標語は、第2回豊田市の公募による最優秀作品）

下水道
きれいな水に
大变身

下水道本管工事／受益者負担金に関すること

下水道建設課

☎(0565)34-6624 FAX(0565)32-3171
E-mail : g_kensetu@city.toyota.aichi.jp

下水道の維持管理／浄化槽に関すること

下水道施設課

☎(0565)34-6964 FAX(0565)32-3171
E-mail : gesuishisetsu@city.toyota.aichi.jp

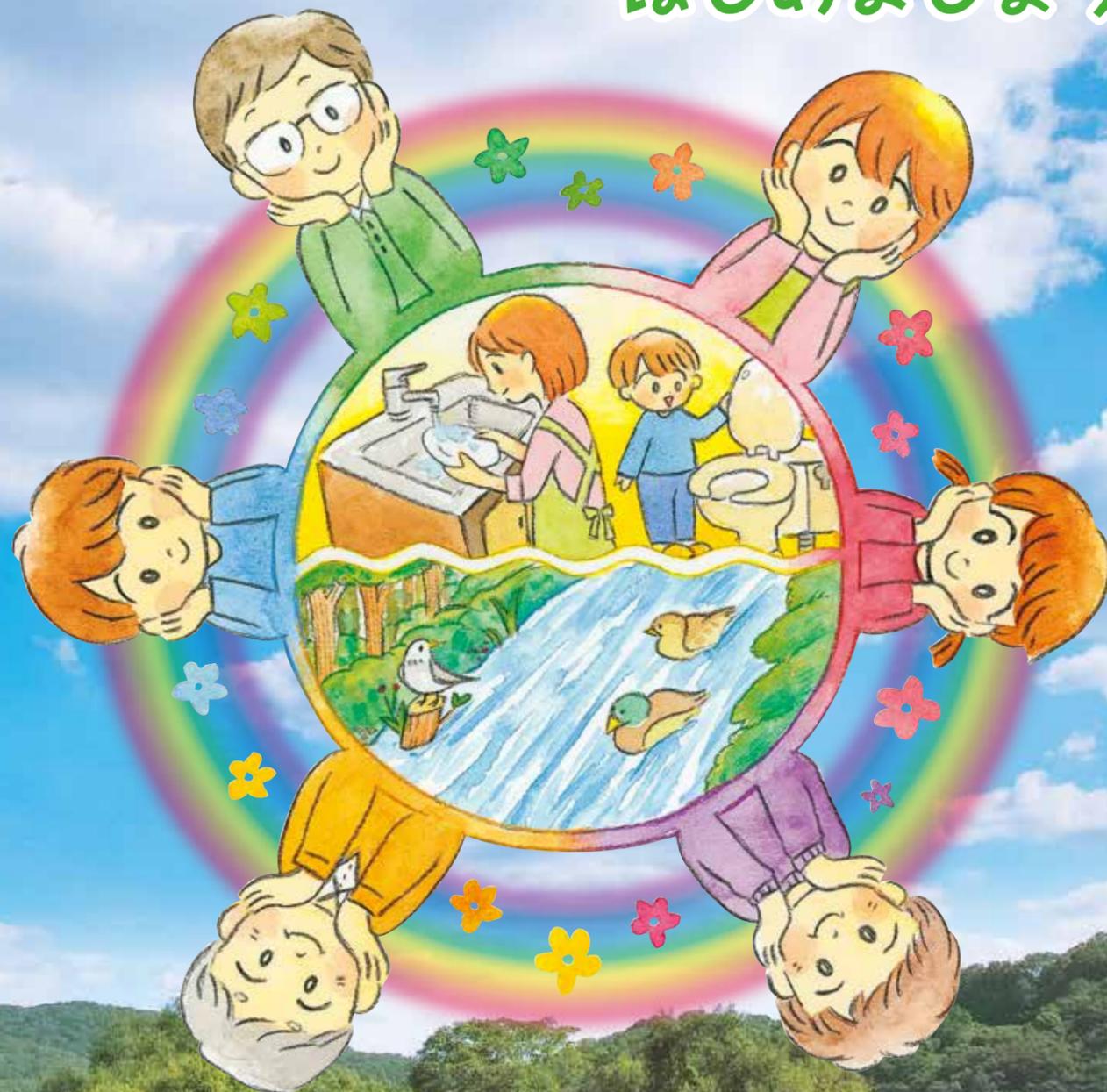
排水設備工事／上下水道料金に関すること

料金課

☎(0565)34-6654 FAX(0565)34-6655
E-mail : ryoukin@city.toyota.aichi.jp

(令和5年3月発行)

みんなで下水道をつかって しあわせライフ はじめましょう



市街化調整区域等

下水道接続のご案内

豊田市

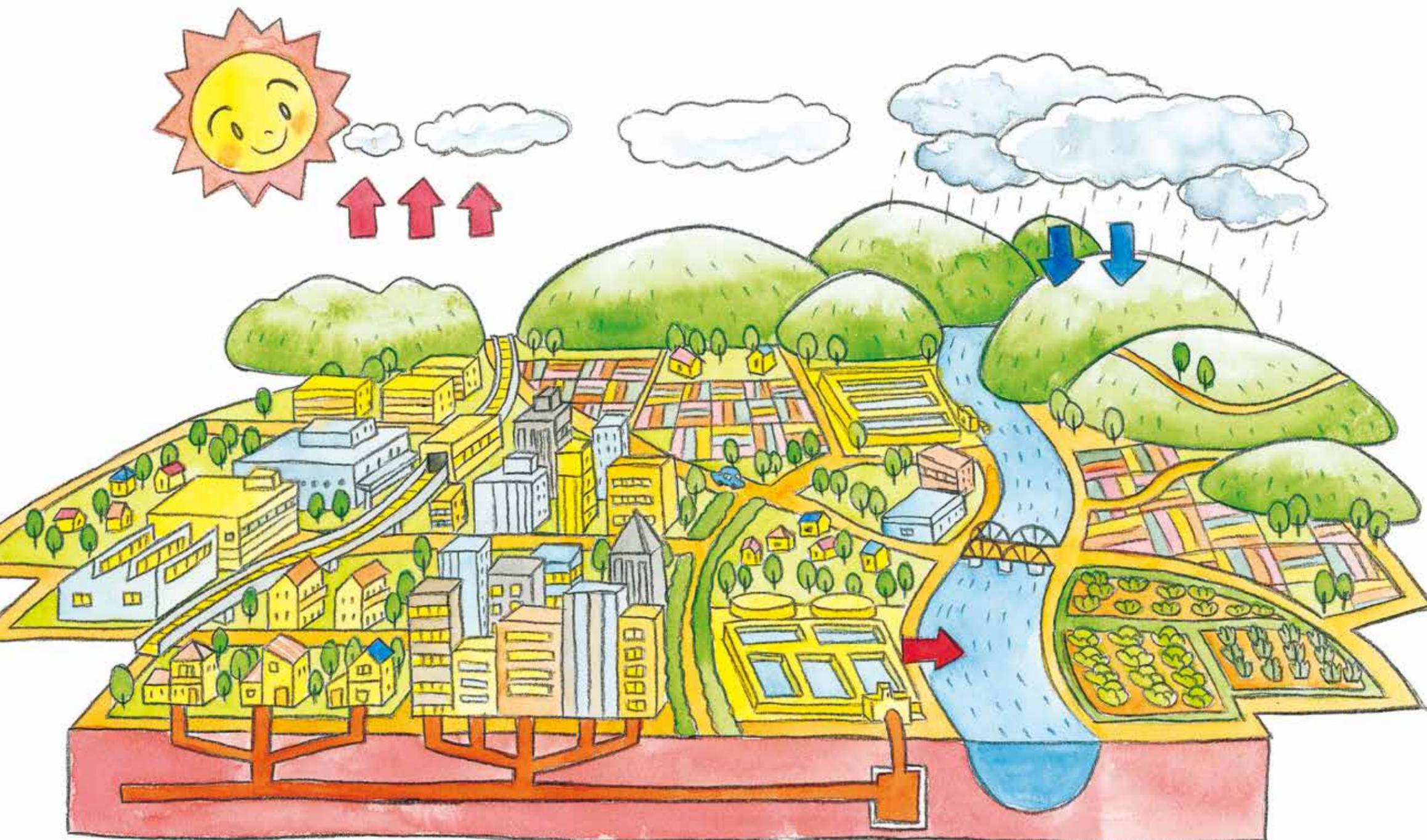
子どもたちのために残したい

きれいな川 青い海

水は、地球上に生息する生命にとって、なくてはならない大切なものです。私たちが生活のために使った水は、汚れた水(汚水)となって川や海へ流れ込みます。もともと川や海には、汚水をきれいにする力(自浄作用)をもちますが、都市化が進み、多量の汚水が流れるようになってしまい、農業や漁業などへの影響が心配されます。

一方、川や海の水は、蒸発して雲となり、雲は雨となってまた、大地に降り注ぎます。川や海の水をきれいにすることは、かけがえのない地球とそこに住むすべての生命に係しているのです。

下水道は、私たちが使った水をきれいにし、ふたたび自然へ帰し、豊かで美しい川や海をよみがえらせ、地球上のすべての生命を守るために、子どもたちに残していく大切な施設です。



目次

p 3.4 どうして下水道が必要なの？

p 5.6 いつから使えるようになるの？

p 7.8 下水道が整備されるとどのくらいの負担があるの？

p 9.10 負担金はどのように支払えばいいの？

p11.12 いつまでに下水道へつないだらいいの？

p13.14 いよいよ接続工事、何から始めたらいいの？

p15.16 排水設備工事の補助制度は？

p17.18 使わなくなった浄化槽は？

p19.20 下水道を利用すると、月々どのくらいかかるの？

p21.22 下水道の使用方法で気を付けることは？

Q どうして下水道が必要なの？

もっと快適で安心できるまちづくりのための 下水道事業です。



快適な生活ができます

トイレのし尿、台所や風呂などの生活排水もいっしょに下水道へ流すため、環境もよくなり毎日快適な生活ができます。

清潔で住みよいまちになります

下水道ができると、汚れた川や道路の側溝がきれいになり、いやな臭いがなくなります。ハエや蚊などの発生も少なくなります。

川や海を きれいにします

下水道は汚水を集めて処理場できれいにしてから川へ流すので、川や海の水がきれいになります。



Q

いつから使えるようになるの？

説明会から約1年で使用できるようになります。



下水道が使えるまで

みんなの協力で下水道を整備する それが受益者負担金です。



受益者負担金って何？

下水道を整備した時に建設費の一部を、受益者負担金として負担していただくものです。

下水道が整備されることによって、その地域の環境が改善され、未整備地区に比べて利便性や快適性が向上します。しかし、道路や公園と異なり利益を受ける方の範囲が特定されます。そこで、受益を受ける方から建設費の一部を負担していただくことにより、負担の公平を図るとともに、より一層の整備促進を図ろうというのが、受益者負担金制度です。(都市計画法、地方自治法等に基づく負担金です。)

負担金の対象となる土地は

下水道を整備する区域内の**宅地**が負担金の対象となります。



受益者(負担金を納めていただく方)の例



受益者 A



受益者 A



受益者 AまたはB



受益者 AまたはB



受益者 AまたはB

下水道が整備される区域内に土地を持っている方が対象者(受益者)となります。ただし共有名義の場合や、その土地に借地権(地上権、賃借権)等がある場合は、それぞれの利害関係があるため、話し合いにより受益者を決めていただきます。

負担金額は？

$$1 \text{ m}^2 \text{あたり } 380 \text{円} \left(\begin{array}{l} \text{市街化} \\ \text{調整区域等} \end{array} \right) \times \text{土地の面積(m}^2\text{)} = \text{負担金額}$$

受益者負担金はその土地に**一度だけ**賦課されるもので、一度負担していただくと再び賦課はされません。
なお、市街化調整区域や都市計画区域外にある個人の戸建て住宅用地については、取付管1本につき500㎡分を負担金の上限(19万円)とします。取付管が2本以上必要になったときは、残りの面積に賦課されます。

※共同住宅、長屋、店舗、事業所等の用地には負担金の上限はありません。

Q 負担金はどのように支払えばいいの？

負担金納付までのながれ



受益者申告書の送付 (3月上旬)

該当する土地の地番、地積、負担金額を記載した「下水道事業受益者申告書」を土地の所有者へ送付します。

受益者申告書の返送 (3月～4月上旬ごろ)

申告書を確認のうえ、記名押印と、負担金支払い方法（一括納付か分割納付）を記入し、返送してください。なお、申告のない場合は土地の所有者を受益者とみなし、負担金を賦課することになりますので、ご注意ください。

受益者負担金 決定通知の送付 (5月中旬)

返送後の申告書に基づき、受益者の決定をします。

納付書の送付 (6月中旬)

負担金の納付方法は？

納付書により最寄の指定金融機関等にて納付してください。

※コンビニエンスストアでの納付はできません。

分割納付 の場合

負担金を5年に分割して20回で納めていただきます。

年間の納期	第1期	第2期	第3期	第4期
	6月1日～6月30日まで	9月1日～9月30日まで	12月1日～12月25日まで	翌年2月1日～2月末日まで

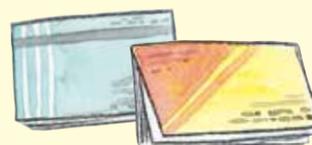
たとえば

土地330㎡(約100坪) 負担金125,400円の場合

	第1期	第2期	第3期	第4期
初年度	7,600円	6,200円	6,200円	6,200円
2～5年目	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円

便利な口座振替制度をご利用ください。

ご希望の方は下水道建設課にご相談ください。



一括納付 の場合

- ① 全額を一度に納める場合
- ② 5年に分割し、1年分を一度に納める場合
- ③ 分割して納付中に、残り金額を一度に納める場合

の方法があり、まとめて納めていただいた割合に応じて報奨金が交付されます。滞納がある場合には、報奨金は交付されません。

つまり

$$\text{負担金額} - \text{一括納付報奨金} = \text{納付額}$$

となります。ただし、報奨金額は最高25万円を限度とします。

※この場合は、口座振替はできません。

たとえば
①の場合

土地330㎡(約100坪)
負担金125,400円を全額を一度に納める場合は

負担金額(A)	一括納付報奨金(B)	差引納付額(A-B)	割引率(B/A)
125,400円	16,920円	108,480円	約13%

負担金の減免について

負担金は、すべての土地に一律に賦課されますが、次に該当する受益者については減免されることとなりますので、減免申請をしてください。

- 公の生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者
- 土地の利用状況により特に負担金を減免する必要があると認められる場合（学校、社会福祉施設、神社、寺院、集会所など）

負担金の徴収猶予

次に該当する場合は一定の期間負担金の徴収が猶予されますので、猶予申請してください。

- 受益者が、災害、盗難、その他の理由で負担金を納めていただくことが困難と認められる場合

受益者が変わった場合

土地の売買や賃借などで、受益者が変わったときは、すぐに新・旧受益者の記名押印のうえ「下水道事業受益者変更申告書」を提出してください。提出日以降の納期にかかる負担金は新しい受益者の方に納めていただきます。この手続きが済まないで前の受益者が引き続き負担金を納めることとなりますので、ご注意ください。

延滞金について

納期限を過ぎて納付された場合、延滞金が徴収されることがあります。

※負担金の納付や減免・猶予等については、豊田市下水道事業受益者負担金条例及び規程に基づいています。



このページに関する問合せ
下水道建設課 ☎(0565)34-6624 FAX(0565)32-3171

供用開始されたら、すみやかに下水道に接続しましょう。

排水設備工事とは

家庭の台所、風呂場、洗面所などからの汚水や工場、事業所からの廃水を公共ますを設置し取付管より下水道本管に接続するための工事のことです。また、豊田市の下水道は分流式^(※)ですので、雨水は雨水ますを通して側溝へと流すようにしましょう。

※分流式：雨水と汚水を別々の下水管で流す方法

排水設備工事の実施時期

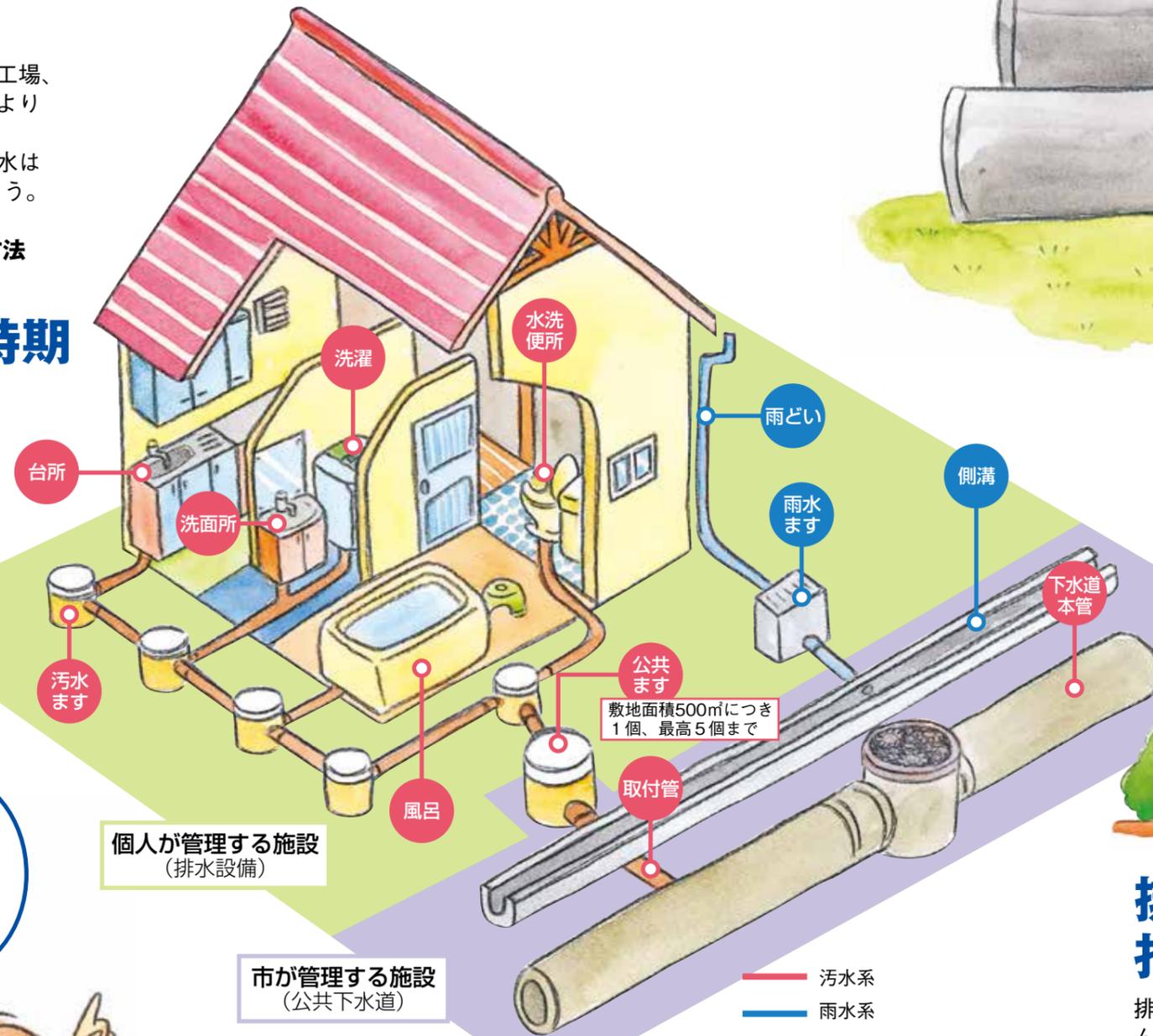
下水道が使えるようになったら(供用開始)すみやかに接続してください。

浄化槽を使用しているご家庭

供用開始から1年以内
(浄化槽の廃止方法はP.17を参照)

くみ取り便所を使用しているご家庭

供用開始から3年以内
(下水道法に基づいています)



個人が管理する施設
(排水設備)

市が管理する施設
(公共下水道)

公共ます

市では独自のデザインの蓋を用いています。下水道本管から公共ますまでが市の管理となります。

宅地内にある排水管や汚水ます(公共ます)よりも宅地側にあるものを「排水設備」といいます。



宅地内
接続工事とは



排水設備工事は指定工事店で

排水設備工事は市指定の工事店でないとできません。排水設備工事に不備があると下水管が詰まったり、悪臭が発生する原因となりますので、必ず資格試験に合格した責任技術者のいる豊田市排水設備工事指定工事店で行ってください。

(豊田市排水設備工事指定工事店については、料金課へお問い合わせください。豊田市ホームページでもご覧いただけます。)



早く工事をして下水道に接続しなくちゃ。



雨水は側溝に流すんだね。

排水設備工事の 申し込みから完成まで

1 まず工事店を決める



設計・見積りを参考に、市の指定工事店の中から依頼する工事店を決めます。

2 改造資金の検討



工事費の支払い計画を立てます。費用を一時的に準備できない場合は、融資あっせんがあります。(融資あっせんについてはP.15を参照)

3 市へ工事申請する



指定工事店が書類を提出します。融資あっせん申し込みも、この時に申出てください。

4 排水設備工事



平均的な工事期間は1~2日間ですが、そのうち、トイレが使用できないのは、半日程度です。

5 下水道使用開始



工事が終われば下水道を使用することができます。下水道使用開始届の提出が必要です。

6 市の検査



工事終了後、工事店から市に完了届が提出されます。市は工事内容に不備がないか確認するための検査をします。

**排水設備工事は、市の指定工事店でなければなりません。
指定工事店の中から選んで、相談や工事の申込みをしてください。**
(指定工事店については、料金課へお問い合わせください。豊田市ホームページでもご覧いただけます。)

**排水設備工事が完了し下水道へ接続されると、
指定工事店から下水道使用開始届が市に提出されます。**
(下水道が使われず下水道使用料が必要になります。P.19参照)



市の完了検査に合格すると検査済証を交付します。

このページに関する問合せ
料金課 ☎(0565)34-6654 FAX(0565)34-6655

改造資金の融資あっせん

下水道に接続する工事の費用を一度に全額を負担することが困難な方のために、改造資金の融資あっせん制度があります。融資は市内の取扱金融機関が行います。(一部取り扱いできない金融機関があります)

融資あっせんの内容

融 資 額／工事1件あたり40万円(基本上限額)以内
 ただし複数の便所を有する場合、2か所目より1か所につき10万円加算します。
 利 子／無利子(市が利子を負担します)
 償還方法／40回以内の元金均等月賦償還
 ※たとえば40万円なら毎月1万円ずつ返済

融資あっせんの条件

- 下水道事業受益者負担金および市税を滞納していない方
- 融資金の償還能力のある方
- 連帯保証人(市内に居住し、独立の生計を営み、市税の滞納がなく、弁済の資力を有する成人)がある方



申込み

指定工事店に排水設備工事の申込みと同時に申し込んでください。(申込書は指定工事店にあります。)



審査 [事前資格審査]

市は、提出された書類を金融機関に審査依頼し、融資あっせん審査結果をお知らせします。



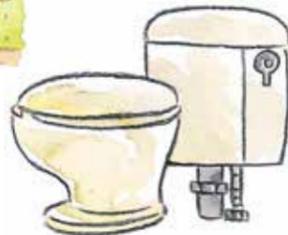
工事着工

指定工事店が排水設備工事に取りかかります。



工事完了

工事が完了します。その後、市の完了検査を行います。完了検査が終わると、融資あっせん額の決定通知が届きます。



契 約



届いた決定通知をもって正式に金融機関と、融資の契約をしてください。この際、申請者本人、保証人等が窓口に向う必要があります。

- ご本人が署名等できない場合は、契約が成立しないことになります。また、諸費用(印紙代、振込手数料、その他費用)が別途かかりますので、ご了承ください。
- その他金融機関によっては、新たに必要となる書類がある場合もありますので、詳しくは直接金融機関にご確認ください。

汚水ポンプ施設設置補助制度

低宅地(地盤が低いために、自然流下で汚水を公共下水道等に排除することができない**既存家屋**)において、公共下水道等を使用するために汚水ポンプ施設を設置する方に対して補助金を交付する制度です。

条件

- 供用開始区域に既存家屋があり排水設備工事と同時に汚水ポンプ施設を設置しようとする方。
- 当該土地の所有権及びその他の権利を有する方が、汚水ポンプ施設の設置について承諾していること。
- 下水道事業受益者負担金及び市税を滞納していないこと。

対象経費

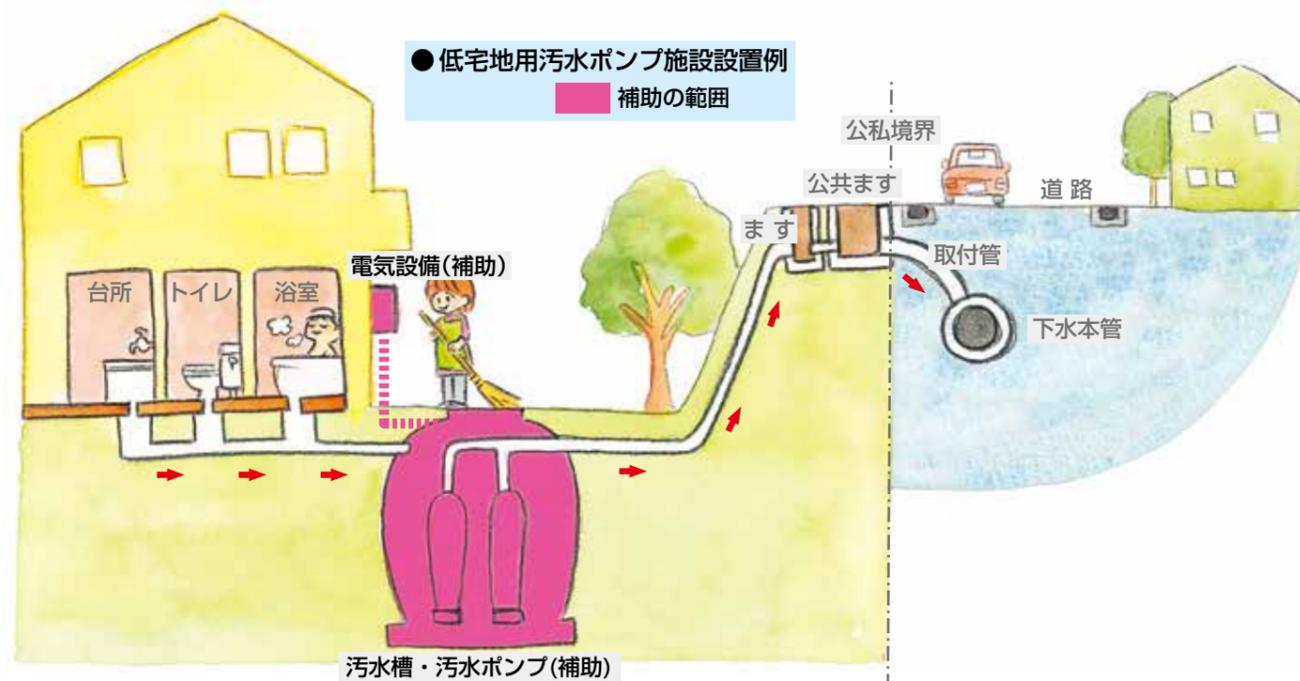
- 汚水ポンプ設置工事費及びこれに伴う電気設備工事費
- 汚水槽築造工事費
- 汚水ポンプ施設更新工事費

補助額

- 対象経費の合計金額 ● 新設時 上限80万円 (補助率 100 / 100)
 ● 更新時 上限20万円 (補助率 100 / 100 又は 50 / 100)
 ※この制度により設置した汚水ポンプ施設の更新に限る。
 補助率は設置後の経過年数による。

その他

工事完了後は、汚水ポンプ施設を正常に機能させるために、自らの責任で適切な維持管理を実施してください。



このページに関する問合せ
 料金課 ☎(0565)34-6654 FAX(0565)34-6655

Q

使わなくなった浄化槽は？

浄化槽の廃止方法

下水道への接続により不用になった浄化槽の主な廃止方法には、以下のものがあります。また、「**浄化槽使用廃止届出書**」を忘れずに提出してください。不要となった浄化槽は廃棄物となり、原則撤去が必要となります。

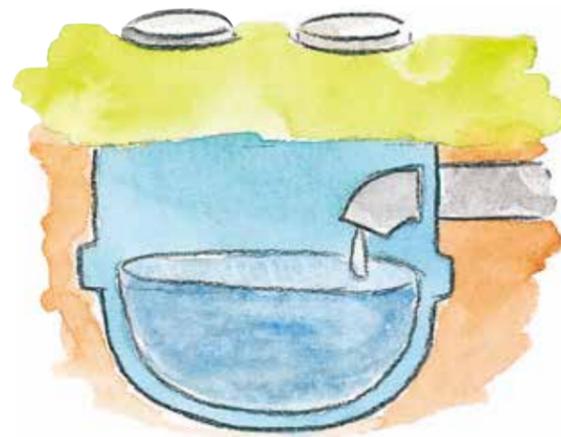
① 撤去する

- 内部の清掃をする。
- 浄化槽全部を取り除く。
- 穴を砂埋めするなど適正に処理する。



② 雨水貯留施設に転用する

(補助制度があります)



雨水貯留施設転用補助制度

下水道への接続の際、不用となる浄化槽を改造して、雨水貯留施設（敷地内に降った雨水を貯めておく槽）として転用される方に、工事費の一部を補助します。

※工事实施後の補助金申請は認められませんので、必ず工事をする前に申請してください。

メリットは

- 浄化槽を再利用することにより、資源の有効利用ができます。
- 雨水を一時的に貯めることにより、大雨時の川の増水を低減します。
- 雨水を庭木の散水や洗車などに使うことができます。

補助金の対象となる工事

- 浄化槽の汲み取り及び清掃
- 浄化槽内部の不用部品の撤去及び仕切り板の穴あけ工事
- 雨どいの下から浄化槽までの雨水排水管の設置工事
- ポンプ設置及び散水栓の設置工事

補助額

工事に要した経費の**2分の1**（千円未満切り捨て）
※ただし、**上限は60,000円**です。

その他

自らの責任で適正な維持管理を実施してください。



このページに関する問合せ
下水道施設課 ☎(0565)34-6964 FAX(0565)32-3171

このページに関する問合せ
下水道建設課 ☎(0565)34-6624 FAX(0565)32-3171

下水道使用料

下水道への接続工事が完了し、下水道の使用が開始されると、下水道使用料を納めていただきます。この使用料は、下水管の清掃、補修費や下水処理場の維持管理費などにあてられます。



流れる量は使った量

水道水使用の場合は水道の使用水量が汚水排出量。

汚水排出量の認定方法

水道水のみ使用	水道の使用水量
井戸水のみ使用 (家庭用に限る)	1 か月につき 世帯人数(同居人含む) × 5m ³
水道水と井戸水を併用 (家庭用に限る)	1 か月につき 水道の使用水量 + (世帯人数(同居人含む) × 2m ³)

※事業用に使用する井戸水、工業用水については、量水器を設置し、その測定水量とします。
 ※製氷業など、水道の使用水量と下水道へ流す汚水量とが著しく異なる場合は、汚水量認定のための相談をしてください。
 ※使用の中止、再開、井戸水を使用している世帯の人数の変更など、異動が生じたときは、料金課まで届け出てください。

下水道使用料の支払方法

下水道使用料と水道料金は同じ方法で合算した金額で納めていただきます。基本的に2か月ごとの納付となり、**納付方法を別々にすることはできません**ので、ご注意ください。

口座振替の場合

水道料金を口座振替にされている方は、上水道と同じ口座から振替されます。

直接納付の場合

下水道使用料と水道料金が1枚になった納付書をお送りしますので、豊田市上下水道局料金課、指定金融機関又はコンビニエンスストア(納付書裏面に記載)にて納めてください。



下水道使用料金表(2か月計算用)

税抜単価

区分	汚水排出量	使用料(円)	
一般汚水	基本料金	1,400	
	水量料金 (1m ³ につき)	1m ³ ~ 20m ³ まで	10
		21m ³ ~ 40m ³ まで	100
		41m ³ ~ 80m ³ まで	130
		81m ³ ~ 120m ³ まで	160
		121m ³ ~ 600m ³ まで	180
601m ³ ~	230		
公衆浴場汚水	1m ³ につき	40	

※下水道使用料は税抜単価で計算し、消費税相当額を加えます。
 ※請求額は水道料金に下水道使用料を加算した金額で請求されます。
 ※下水道の使用期間が1か月以下の場合は、1か月料金が適用されます。



下水道使用料金の計算例

たとえば 2か月で64m³使用した場合

基本料金	1,400円 (①)
汚水排出量による 使用料	1m ³ ~20m ³ まで…………… 10円×20m ³ = 200円
	21m ³ ~40m ³ まで…………… 100円×20m ³ =2,000円
	41m ³ ~64m ³ まで…………… 130円×24m ³ =3,120円
	小計 …………… 5,320円 (②)
計(①+②)…6,720円 +消費税	

このページに関する問合せ
 料金課 ☎(0565)34-6654 FAX(0565)34-6655

Q

下水道の使用方で気を付けることは？

下水道の正しい使い方

心がけ
ましょう



台所では、野菜くず、残飯、ごみ、天ぷら油などは、流さないようにしましょう。

配水管をつまらせたり、腐敗して悪臭が発生します。

トイレでは、水に溶けないものは流さないようにしましょう。

トイレットペーパー以外の水に溶けない紙、紙おむつ、生理用品、ビニール、タバコ、ガムなどを流すとつまりの原因になります。



洗剤等は適量使用しましょう。

洗剤等は過剰に使っても洗浄力は変わりません。正しく計って使いましょう。



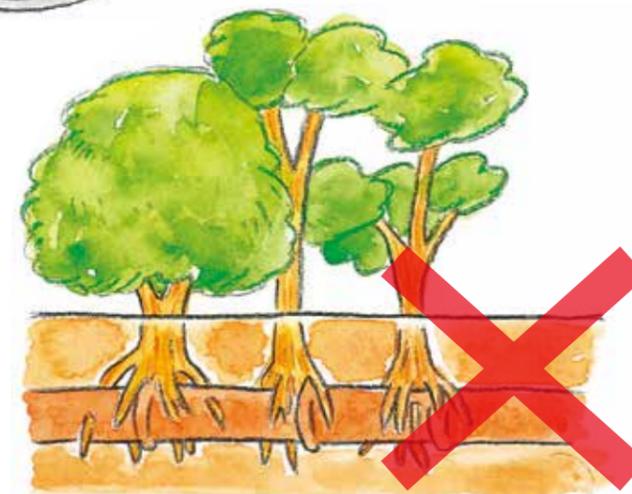
宅地内の汚水ますは、定期的に点検、清掃しましょう。

宅地内の汚水ますは、点検できる状態にしておきましょう。個人で維持管理してください。

公共ますや排水管の近くに植樹しないようにしましょう。

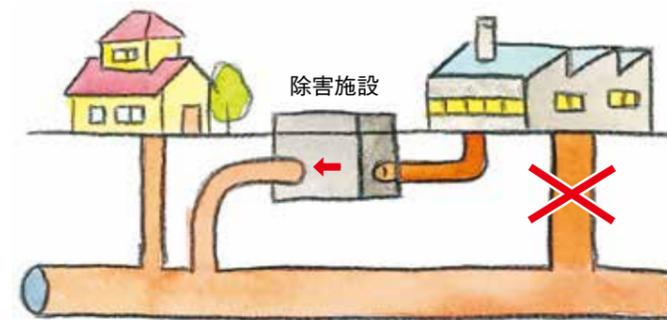
公共ますや排水管に樹根が進入して、つまりや破損の原因となります。

(公共ますが詰まったら、下水道施設課まで連絡してください。)



工場や事業場の排水について

下水道はどのような汚水でも処理できるわけではありません。基準値以上の悪質排水が流入すると下水管が損傷し、処理場の機能がマヒします。このような排水を出す工場や事業場は特定施設や除害施設の届出が義務づけられています。水質が下水道の基準を超える排水は基準内に処理したのちに下水道本管に排出してください。



主な工場・事業場	処理物質など	除害施設の処理方法、阻集器の種類
味噌、しょうゆ、めん類などの食品製造、弁当製造など	有機物、油など	活性汚泥法などによる処理
酸又はアルカリによる表面処理施設のある工場	PH、有害物質など	凝集沈殿法、中和法などによる処理
電気めっき施設のある工場	PH、有害物質など	凝集沈殿法、中和法などによる処理
ガソリンスタンド、自動車分解整備工場など	油類	オイル阻集器
クリーニング、コインランドリー	ぼろくず、糸くず	ランドリー阻集器
飲食店、レストラン、食品店などの調理場	油類、調理くず	グリース阻集器※

※油が原因で下水道がつまる事故が多発しています。特にグリース阻集器は清掃を適正に行ってください。

- ① バスケットの清掃(毎日)
- ② 油脂の除去(毎日～1週間に1回)
- ③ トラップ全体の清掃(2～3か月に1回)

このページに関する問合せ
下水道施設課 ☎(0565)34-6964 FAX(0565)32-3171